

## 平成24年度新規環境保健調査研究課題の公募について

平成24年3月29日  
独立行政法人環境再生保全機構  
予防事業担当理事 今井 辰三

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領（平成17年細則第1号）第4条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

### 1. 調査研究の対象となる分野

#### (1) 気管支ぜん息の発症予防に関する調査研究（公募分野：2分野）

- ① ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準
- ② 乳幼児の早期治療、早期介入によるぜん息発症予防効果

#### (2) 気管支ぜん息・COPD患者の健康回復に関する調査研究（公募分野：6分野）

- ① 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教育プログラム
- ② 就学期の患者を対象とする新たな健康相談、健康教育のあり方
- ③ 吸入アレルギー回避のための室内環境整備の手法と予防効果
- ④ 客観的指標によるぜん息コントロール状態の評価
- ⑤ COPDのセルフマネジメント教育プログラムの開発及び効果的な介入方法
- ⑥ 呼吸リハビリテーションの実践及び客観的評価手法

#### (3) 気管支喘息の動向等に関する調査研究（公募分野：1分野）

- ① 気管支ぜん息患者の予後と変動要因に関する調査研究

### 2. 調査研究計画書の提出期限

平成24年3月29日（木）から平成24年5月15日（火）午後6時までに必着または持参のこと。

### 3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

以上



## 1. 目的、調査研究期間及び予算の規模等

### (1) 目的

環境再生保全機構は、環境省所管の独立行政法人であり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染による健康被害の予防に関する事業として、ぜん息等の発症予防や健康回復に関する各種事業を実施しています。

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の一環として、機構では、地方公共団体が実施する地域住民を対象とするぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（ソフト3事業）を助成しており、これら予防事業の根拠となる知見の確立、事業実施効果の適切な把握及びソフト3事業の充実・強化を図ることを目的とします。

### (2) 調査研究期間及び予算の規模

平成24年度から平成25年度まで（ただし評価の結果等により単年度となる場合もある。）

140,000千円程度（間接経費含む）

上記予算規模は全ての採択課題の予算の総額とする。なお、課題毎の予算は必ずしも上記予算規模の按分にはならない。

## 2. 公募とする調査研究分野及び研究費の規模等

### (1) 気管支ぜん息の発症予防に関する調査研究

薬物療法の進歩によりぜん息患者のQOLは向上し軽症化が指摘されている一方、患者数の増加傾向は続いており、発症予防のための取り組みが依然重要であることに鑑み、地方公共団体が行う地域住民を対象とする健康診査事業等の充実・強化に資する成果を導くため、次の分野について、調査研究を実施する。

#### 【公募分野】

##### (1) ① ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準

採 択 方 針：健康診査事業において問診、血液検査による評価手法に加え、新たな客観的な指標を用いてぜん息発症のリスクを予知するためのスクリーニング基準を確立しようとするものであり、その成果として、健康診査事業のスクリーニング方法の見直し、健康診査事業マニュアルの改訂の検討の基礎となるエビデンスの蓄積が期待できるものであること。

研究費の規模：1課題当たり 3,000千円～6,000千円程度

（1年当たり、間接経費含む）

研究期間：平成24年度から平成25年度まで

(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

(1) 一② 乳幼児の早期治療、早期介入によるぜん息発症予防効果

採択方針：乳児期早期の食物アレルギー、アトピー性皮膚炎への積極的治療介入により吸入性アレルゲンの経皮感作の抑制やぜん息発症に対する予防効果等を検討するものであり、その成果として、健康診査事業におけるスクリーニング方法や指導内容等の検討の基礎となるエビデンスの蓄積が期待できるものであること。

研究費の規模：1課題当たり4,000千円～8,000千円程度

(1年当たり、間接経費含む)

研究期間：平成24年度から平成25年度まで

(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

(2) 気管支ぜん息・COPD患者の健康回復に関する調査研究

患者の長期管理を効果的に支援する上で患者教育や関係者の連携を推進することが重要とされ、求められていることに鑑み、地方公共団体が行う地域住民を対象とする健康相談事業、機能訓練事業等の充実・強化に資する成果を導くため、次の分野について、調査研究を実施する。

【公募分野】

(2) 一① 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教育プログラム

採択方針：長期管理においては、患者のライフステージ、アドヒアランスステージ及びコントロール状態等を的確に把握・評価し、これに応じ、適切な指導を行うことが重要であることを踏まえ、これらを適正かつ効果的に進めるためのアセスメント手法、患者教育プログラムとその有用性を検討するものであり、その成果として、健康相談事業や機能訓練事業における効果的な保健指導の実践や事業効果の把握に応用可能で患者の自己管理向上に資する知見が集積されるものであること。

研究費の規模：1課題当たり3,000千円～6,000千円程度

(1年当たり、間接経費含む)

研究期間：平成24年度から平成25年度まで

(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

(2) - ② 就学期の患者を対象とする新たな健康相談、健康教育のあり方

採択方針：教育現場等との連携により、幼児期・小児期・思春期のアドヒアランスの低い軽症ぜん息患者に対する効果的な相談・指導方法、体制の構築について検討を行うものであり、その成果が健康相談事業の実施方法等の改善に資するものであること。また、保育所・学校等におけるぜん息等に関する健康教育の新たな手法の提案につながることを期待できるものであること。

研究費の規模：1課題当たり3,000千円～6,000千円程度

(1年当たり、間接経費含む)

研究期間：平成24年度から平成25年度まで

(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

(2) - ③ 吸入アレルゲン回避のための室内環境整備の手法と予防効果

採択方針：ぜん息発作と室内塵ダニ、動物由来のアレルゲン、真菌類等の吸入アレルゲンの暴露の実態を明らかにし、吸入アレルゲン回避のための室内環境整備手法と室内環境改善による予防効果を検証するもので、その成果として、健康相談事業や機能訓練事業における環境整備指導に役立つ手法、指標、効果等の知見が示されるものであること。特定の素材や製品等の有効性等を検証しようとするものではない。

研究費の規模：1課題当たり4,000千円～8,000千円程度

(1年当たり、間接経費含む)

研究期間：平成24年度から平成25年度まで

(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

(2) - ④ 客観的指標によるぜん息コントロール状態の評価

採択方針：長期管理を適切に継続するため、客観的指標によりぜん息のコントロール状態を的確に把握し評価する手法を確立しようとするものであり、健康相談事業や機能訓練事業における保健指導に利用

できるものであること。また、機能訓練事業の効果に係る評価指標として活用することが期待できるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 4,000 千円～8,000 千円程度  
(1 年当たり、間接経費含む)

研究期間：平成 24 年度から平成 25 年度まで  
(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

(2) -⑤ COPD のセルフマネジメント教育プログラムの開発及び効果的な介入方法

採択方針：自己管理支援のための患者介入に効果的なツールや具体的で効果的な介入方法を確立するためのものであり、その成果として、指導者向け患者教育マニュアル作成の基礎となる要素、エビデンスの蓄積が期待できるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 4,000 千円～8,000 千円程度  
(1 年当たり、間接経費含む)

研究期間：平成 24 年度から平成 25 年度まで  
(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

(2) -⑥ 呼吸リハビリテーションの実践及び客観的評価手法

採択方針：COPD 患者等が、自己管理能力や QOL の向上に有効な呼吸リハビリテーションを継続的に実施することに資する地域ネットワークを、地域における医療・保健連携等を通じて構築し、呼吸リハビリテーションの実践と評価に取り組むもので、その成果により、地域における呼吸リハビリテーションの普及・浸透が進み、また、健康相談事業の事業内容の改善の検討のモデルとすることが期待できること。

研究費の規模：1 課題当たり 4,000 千円～8,000 千円程度  
(1 年当たり、間接経費含む)

研究期間：平成 24 年度から平成 25 年度まで  
(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

### (3) 気管支喘息の動向等に関する調査研究

ぜん息等の発症予防や患者の健康回復のための事業の重点化、効率化を適切に行うためには、慢性疾患としての疾病の特性を踏まえた患者の長期にわたる予後とその経過に影響を及ぼす因子や地域における有症率とその動向等を把握することが重要であることに鑑み、これら公害健康被害予防事業の計画、充実・強化に資する知見を集積するため、次の分野について、調査研究を実施する。

#### 【公募分野】

##### (3) - ① 気管支ぜん息患者の予後と変動要因に関する調査研究

採 択 方 針：ぜん息の発症から寛解まで、ぜん息患者の経過、予後を長期にわたり継続的に追跡し、長期経過における寛解、増悪に関連する因子などを明らかにしようとするもので、その成果として、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復につながる公害健康被害予防事業の計画、充実・強化の検討に資する知見が集積されるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 5,000 千円～10,000 千円程度

(1 年当たり、間接経費含む)

研 究 期 間：平成 24 年度から平成 25 年度まで

(評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。)

### 3. 新規採択課題予定数

9 課題程度

※各公募分野について原則として1 課題を採択するが、採択を行わない又は複数採択することもある。

### 4. 調査研究計画書の提出方法

(1) 応募に当たり提出が必要となる調査研究計画書は、添付資料に示された様式に従い作成に当たっては記載例を参考にしてください。

(2) 提出部数は、正本 1 部、副本 10 部及び電子媒体 1 枚とします。

(3) 提出に当たってのその他の留意事項

① 調査研究計画書申請者が責任を持って以下の宛先へ送付・提出を行っていただきます。

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1810番 ミューザ川崎セントラルタワー8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課

平成24年度環境保健調査研究公募担当宛

- ② 調査研究計画書の作成に当たっては別紙の記載例を参考にしてください。
- ③ 電子媒体のファイル形式は、Microsoft Word（Windows版、拡張子doc又はdocx）で作成してください。
- ④ 調査研究計画書全体を1つのファイルとして作成し、ファイルを保存したCD-Rを1枚同封して提出してください。CD-Rには、下に示す項目名を記載したラベルを貼ってください。

受付番号：（受付番号は機構で記載します。）

申請者名：

所属機関：

#### 4. 所属機関の長の承認

研究代表者は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承認を得てください。研究の実施に係る承諾書は、委託契約締結時に提出していただくこととなります。

#### 5. 対象経費

機構が負担できる委託費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とします。

計上可能な費目は、次のとおりです。

##### (1) 直接経費

直接経費は、研究内容から判断して直接必要と認められるもので、委託契約期間中に発生し、かつ委託契約期間中に支払われる経費とします。

- ① 諸謝金（研究を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た場合など、特定の用務に対する謝礼金が対象）
- ② 旅費（委員会等の出席、研究に必要な各種調査を行うための調査旅費等が対象）
- ③ 業務費
  - ア 消耗品費（物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適しないものに限りませう。）
  - イ 印刷製本費（研究業務の遂行上必要な資料を作成するために使用した印刷代、コピー代、報告書等）
  - ウ 借料及び損料（機械器具の借料及び損料、会場借料等）
  - エ 賃金（集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金）

オ 通信運搬費（郵便料、切手、はがき、運送代等）

カ 備品費（対象となる備品は研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品に限り、研究者が通常使用する一般的什器は含みません。なお、本委託費により取得した備品等については、業務完了後、機構が返還させる必要があるものを指定し、これを返還するものとします。）

- ④ 委託費（委託研究者又は分担研究者において実施することが不可能な分析測定などについて、研究事業の一部を他の研究機関等に外注して行うための経費）

なお、直接経費の算出に当たって機構の単価表が必要な場合には、予防事業部事業課公募担当までお問い合わせ下さい。

また、旅費を計上する場合、経路検索ソフト等の結果を印刷したものがあれば添付してください。調査研究計画書には、次の例により記入してください。

（例）【研究発表会出席旅費】

鹿児島～東京（2泊3日）（環境保全大学 准教授 山川一郎）

1人×1回×@（101,840円）＝101,840円

（@＝宿泊料13,100円×2＋日当2,600円×3＋航空運賃35,170円×2  
＋バス賃390円×2＋鉄道運賃1,030円×2）

（2）間接経費

間接経費は、委託費を効果的・効率的に活用できるよう、直接経費による研究の実施に伴い、委託費の管理及び経理の委任を受ける研究代表者の所属機関等において必要となる管理等に係る経費を、直接経費に上乘せして措置するもので、直接経費の10%を限度に計上することができます。

6. 応募に当たっての留意事項

（1）応募資格

本公募に応募できる者の資格は、添付資料③「大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領」第2条に基づくものとします。

ただし、次の者を除きます。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 契約事務取扱細則第5条の規定に該当する者

<参考1>大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領（抄）

(応募資格)

第2条 公募に応募できる者は、次に掲げる試験研究機関又は研究組織(以下「研究機関」という。)で、国内に主たる事務所又は調査研究活動の本拠を有するものに所属する研究者(以下「委託研究者」という。)及び研究機関の代表者とする。

- (1) 国の施設等機関
- (2) 地方公共団体に附属する試験研究機関
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学及び大学に附属する試験研究機関
- (4) 法人格を有する民間団体が経営する調査研究所(民間団体の研究部門を含む。)
- (5) 特例民法法人又は一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人であって、調査研究を主たる目的とするもの
- (6) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人であって、調査研究を主たる目的とするもの
- (7) その他機構理事長が適当と認めたもの

<参考2>契約事務取扱細則(抄)

(一般競争に参加させないことができる者)

第5条 契約担当職等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

## (2) 事務委任

委託費の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者の研究費の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、委託費の管理及び経理事務は、研究代表者の所属機関の長に必ず委任してください。

(3) 同一の公募分野に対して複数の課題を採択する場合における委託契約の締結

同一の公募分野に対して複数の課題を採択する場合、委託契約の締結に当たり、調査研究事業の円滑な実施に支障がなく委託契約に係る事務手続きの効率化を図る観点から、研究代表者及び事務委任を受ける所属機関と機構が協議し、合意した場合には、複数の採択課題を統合して委託契約を締結するものとします。

(4) 不正経理等への対応

機構の委託調査研究費において研究者が不正経理または不正受給（偽りその他不正の手段により研究費を受給することをいう。）（以下「不正経理等」という。）を行った場合や他の公的研究費において不正経理等を行った場合の措置として、応募資格、研究費の交付等に制約を設けること等を検討しております。これらの検討結果を、本件公募に遡って適用する場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 7. 研究課題の審査、採択及び通知について

(1) 審査・採択について

審査は非公開で、以下の手順で行います。提出されたファイル等の返却は行いません。

① 資格・要件審査

応募書類について、調査研究課題、調査研究課題に係る代表者の要件を環境再生保全機構が事前審査を行います。その際、公募する研究分野に該当しない場合、「大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領」に規定される応募資格を満たしていないなど、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

② 書面審査（事前評価）

上記①の資格・要件審査を通過した応募書類について、外部専門家により構成される環境保健調査研究評価委員会による書面審査（事前評価）を行います。

③ 研究課題の決定

採択すべき調査研究課題は、上記②の事前評価を受けて業務担当理事が決定します。なお、採択に当たって、研究班の構成等に条件が付与される場合があります。

(2) 審査基準

応募された調査研究課題について、下記の点から総合的に審査します。

- ① 環境保健対策の推進への貢献度
- ② 研究成果目標の明確性、的確性
- ③ 研究計画の適切さ
- ④ 研究内容の独自性

⑤ 社会・経済に対する貢献度

(3) 審査結果の通知について

採択された課題の調査研究計画書申請者に対して、調査研究課題採択通知書により通知します。

8. その他

(1) 著作権等

本調査研究で作成した調査票、システム及びマニュアル等の著作権等の無体財産権は、機構に帰属し、公害健康被害予防事業における他の用途において、無償で使用できるように措置することとします。

(2) 研究課題の評価の実施について

採択された調査研究については、毎年度外部専門家により構成される環境保健調査研究評価委員会により評価を実施することとします。

また、評価委員会による事前評価又は年度評価の結果を調査研究の内容に適切に反映する観点から、必要に応じ、課題横断的な連絡・調整の場を設け、環境保健調査研究評価委員により指導・助言を行うこととします。

(3) 研究成果の取扱い

研究者は、毎年度末及び調査研究終了時に調査研究成果報告書を20部作成し、機構に提出していただきます。また、研究成果発表会（毎年1回開催）にて、研究成果を発表していただきます。

(4) 問い合わせ方法

公募全般に関する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。なお、電子メールの件名(題名)は「公募問い合わせ（環境保健分野）」としていただきますようお願いいたします。

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課 公募担当

E-mail : h-koubo@erca.go.jp

(5) 添付資料

以下の資料が添付されています。

- ① 応募書類様式
- ② 応募書類様式記載例
- ③ 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取

## 扱要領

- ④ 公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務取扱要領
- ⑤ 委託契約書（案）

## （6）契約情報の公表

### ① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を機構のホームページにおいて公表します。

### ② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご丁知願います。

#### ア. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

#### イ. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- 2) 機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分の

いずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

ウ. 機構に提出していただく情報

1) 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

エ. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

③ 「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条第3項により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を機構ホームページにより公表します。

以上

<担当>

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番ミュージアム川崎セントラルタワー8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課 富永、北川、森田

TEL : 044-520-9570 FAX : 044-520-2134

E-mail : h-koubo@erca.go.jp

様式第1

公害健康被害予防事業に係る調査研究計画書（平成 年度～平成 年度）（新規申請）

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構

業務担当理事 殿

所在地 〒 \_\_\_\_\_

申請者 法人名 \_\_\_\_\_

氏名又は代表者名 \_\_\_\_\_

平成 年度～平成 年度公害健康被害予防事業に係る調査研究事業を実施したいので次のとおり調査研究計画書を提出する。

1. 調査研究課題名(公募課題番号): \_\_\_\_\_ ( )

2. 計画経費 : 金 \_\_\_\_\_ 円也

平成 年度分: 金 \_\_\_\_\_ 円  
 うち (直接経費: 金 \_\_\_\_\_ 円也)  
 (間接経費: 金 \_\_\_\_\_ 円也)

平成 年度分: 金 \_\_\_\_\_ 円  
 うち (直接経費: 金 \_\_\_\_\_ 円也)  
 (間接経費: 金 \_\_\_\_\_ 円也)

3. 研究事業予定期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日

4. 申請者及び経理事務担当者

申請者	①所属施設 (部局)		②所属施設 所在地	〒
	③連絡先 TEL・FAX E-mail		④所属施設に おける職名	
	⑤最終卒業学 校・卒業年次及 び学位		⑥専攻科目	
経理事務 担当者	(フリガナ) ⑦氏名		⑧連絡先 所属施設・TEL FAX・E-mail	〒

5. 研究組織

①研究者名	②担当する研究項目	③所属施設	④職名	⑤施設及び住所等	⑥最終卒業学校・卒業年次及び学位

6. 調査研究の概要

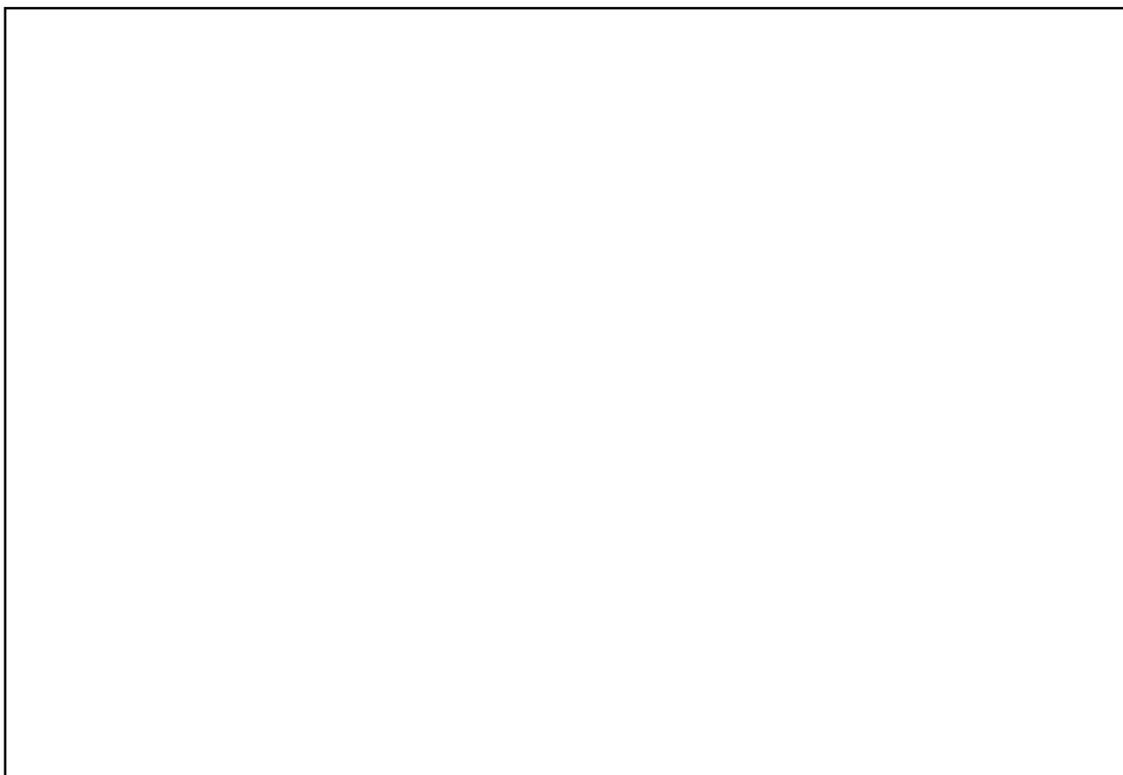
7. 調査研究の目的、必要性及び期待される成果

8. 研究年次計画

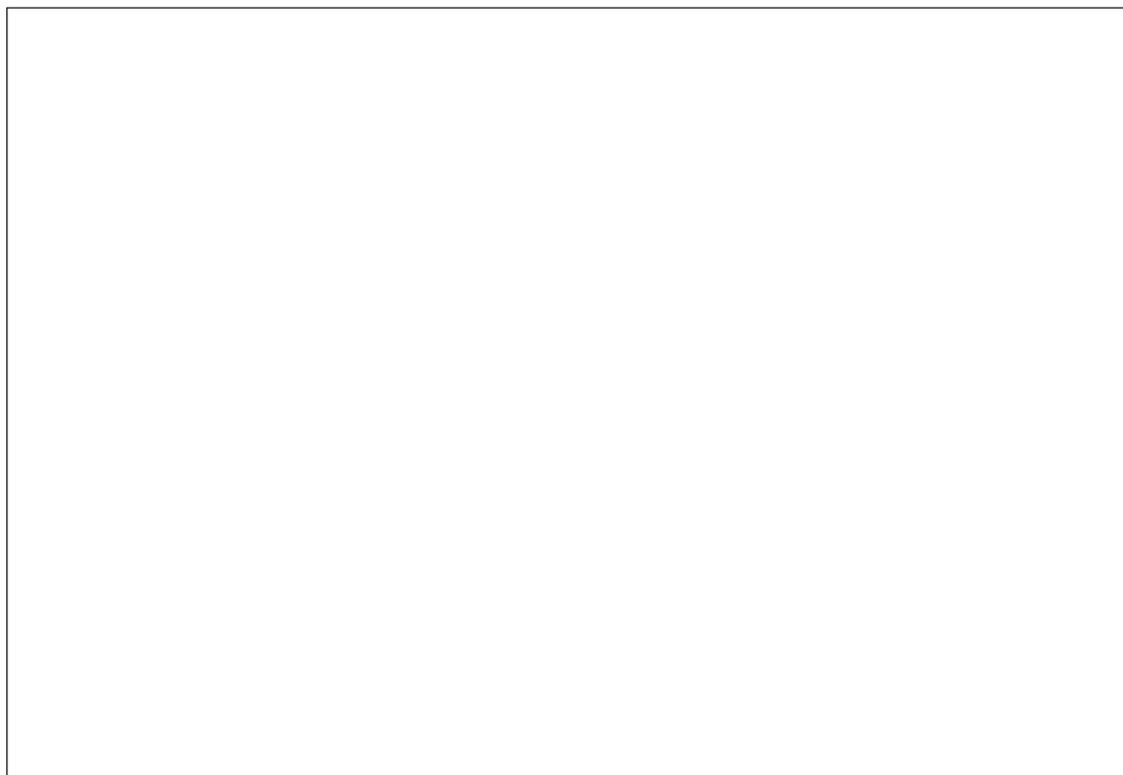
平成      年度の研究実施計画
-------------------

平成      年度の研究実施計画
-------------------

9. この調査研究に関連する国内・国外における調査研究状況及びこの調査研究の特色・  
独創的な点



10. 申請者がこの研究に関連して現在までに行った研究状況



1 1. 研究に要する経費

(1) 各年度別経費内訳

(単位：千円)

年 度	研究経費	内 訳								
		人件費	謝 金	旅 費	消耗品費	借料及び 損料	賃 金	その他	委託費	間接経費
平成 年度										
平成 年度										
合 計										

(2) 委託費の内訳

(単位：千円)

年 度	委託内容	委託先	委託費
平成 年度			
平成 年度			

1 2. 他の研究事業等への申請状況 (当該年度)

(単位：千円)

研究事業名	研 究 課 題 名	研究費要求額	所管省庁等

1 3. 過去に研究費を受けた実績 (過去3年間)

(単位：千円)

年 度	研究事業名	研 究 課 題 名	研 究 費	所管省庁等
年度				

【経費所要額内訳書】：

研究経費		円 (消費税を含んだ金額を記載すること。)
経費区分	金額 円	積算内訳 (項目、員数、単価等)

\*委託する場合は、委託先等内訳書を作成すること。

**【委託先等内訳書】**

委託項目	内容	所要見込額	委託先等
		円	



様式第1

公害健康被害予防事業に係る調査研究計画書（平成24年度～平成25年度）（新規申請）

平成24年〇月〇日

独立行政法人環境再生保全機構

業務担当理事 殿

所在地 〒 \_\_\_\_\_

申請者 法人名 \_\_\_\_\_

氏名又は代表者名 \_\_\_\_\_

平成24年度～平成25年度公害健康被害予防事業に係る調査研究事業を実施したいので次のとおり調査研究計画書を提出する。

公募分野の番号（(1)～①など）を記入

1. 調査研究課題名（公募課題番号）： 〇〇〇〇〇〇に関する調査研究 ((1)～①)

2. 計画経費 : 金 研究期間中にかかる経費の総額を記入 円也

年度ごとの経費を記入して下さい。

平成24年度分：金 〇〇〇〇〇〇 円

うち（直接経費：金 \_\_\_\_\_ 円也）

（間接経費：金 \_\_\_\_\_ 円也）

平成25年度分：金 〇〇〇〇〇〇 円

うち（直接経費：金 \_\_\_\_\_ 円也）

（間接経費：金 \_\_\_\_\_ 円也）

3. 研究事業予定期間 : 平成24年〇月〇日から平成〇年〇月〇日

4. 申請者及び経理事務担当者

申請者	①所属施設 (部局)	機関名 部局	②所属施設 所在地	〒
	③連絡先 TEL・FAX E-mail	事務担当者名 TEL、FAX、E-mail	④所属施設に おける職名	
	⑤最終卒業学 校・卒業年次及 び学位		⑥専攻科目	
経理事務 担当者	(フリガナ) ⑦氏名		⑧連絡先 所属施設・TEL FAX・E-mail	〒 所在地 機関名、所属 TEL、FAX、E-mail

※枠内に記入しきれない場合は、枠を拡大して記入すること（記載量は任意）や、別紙を添付することも可能です。

## 5. 研究組織

①研究者名	②担当する研究項目	③所属施設	④職名	⑤施設及び住所等	⑥最終卒業学校・卒業年次及び学位
				住所、TEL、FAX、E-mail等	
<p>・必要に応じて組織図等を追加しても構いません。</p> <p>・表中に罫線を挿入するなど、研究者ごとの区別が分かるようにしてください。</p>					

## 6. 調査研究の概要

・第7項から第9項までに記入する各項目の内容に対応するように、調査研究の目的や具体的手法、内容、特色等について概要を記入してください。

・必要に応じて図表等を用いても構いません。

・第5項の研究組織に記載の研究者とは別に、第三者からなる検討会・委員会等を設ける場合は、その候補者・所属等についても記入して下さい。

## 7. 調査研究の目的、必要性及び期待される成果

・調査研究の目的や必要性、期待される成果について、分かりやすく記入して下さい。

・期待される成果については、調査研究期間終了後の当該研究成果の公害健康被害予防事業における活用方法も含めて具体的に記入して下さい。

※枠内に記入しきれない場合は、枠を拡大して記入すること（記載量は任意）や、別紙を添付することも可能です。

## 8. 研究年次計画

平成24年度の研究実施計画

・年度ごとの研究計画（各年度で実施する内容や作業の実施スケジュール）を具体的に記入して下さい。

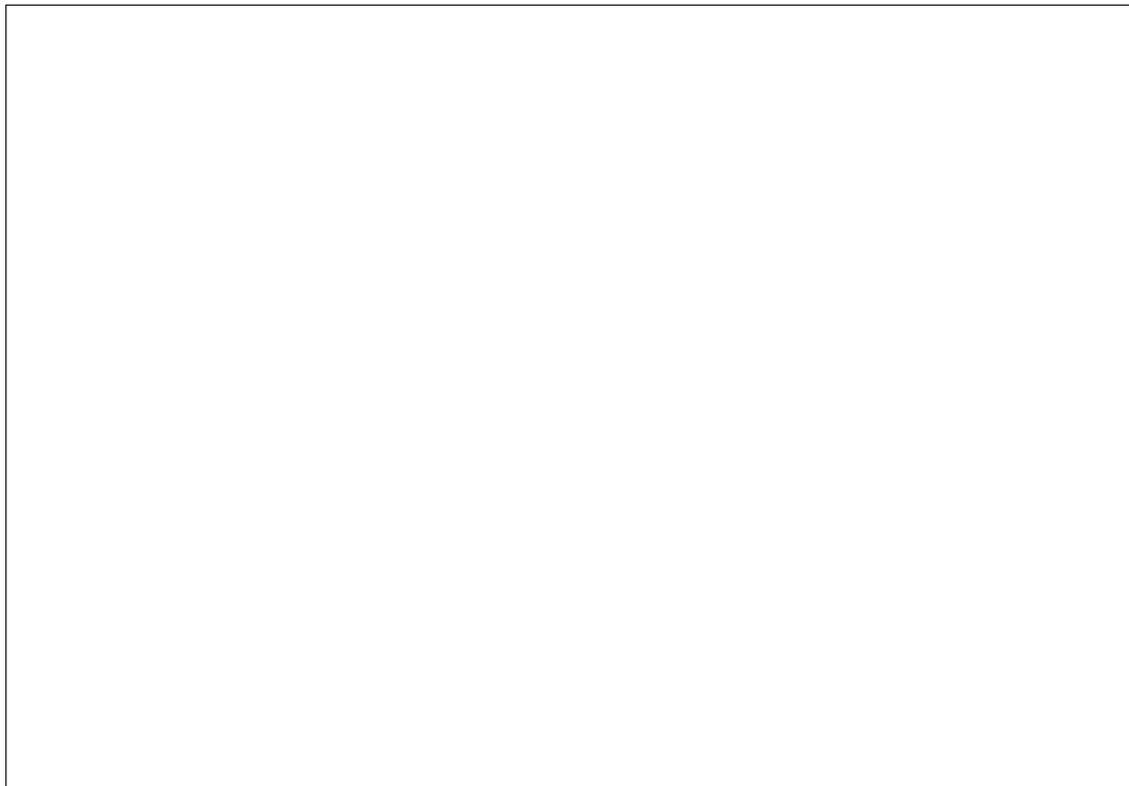
平成25年度の研究実施計画

※枠内に記入しきれない場合は、枠を拡大して記入すること（記載量は任意）や、別紙を添付することも可能です。

9. この調査研究に関連する国内・国外における調査研究状況及びこの調査研究の特色・  
独創的な点



10. 申請者がこの研究に関連して現在までに行った研究状況



※枠内に記入しきれない場合は、枠を拡大して記入すること（記載量は任意）や、別紙を添付することも可能です。）

1 1. 研究に要する経費

(1) 各年度別経費内訳

(単位：千円)

年 度	研究経費	内 訳								
		人件費	謝 金	旅 費	消耗品費	借料及び 損料	賃 金	その他	委託費	間接経費
平成 年度		内訳の詳細は【経費所要額内訳書】に記入して下さい。								
平成 年度		内訳の詳細は【経費所要額内訳書】に記入して下さい。								
合 計										

(2) 委託費の内訳

(単位：千円)

年度	委託内容	委託先	委託費
平成 年度	委託理由等の詳細は【委託先等内訳書】に記入して下さい。		
平成 年度			

1 2. 他の研究事業等への申請状況 (当該年度)

(単位：千円)

研究事業名	研 究 課 題 名	研究費要求額	所管省庁等

1 3. 過去に研究費を受けた実績 (過去3年間)

(単位：千円)

年 度	研究事業名	研 究 課 題 名	研 究 費	所管省庁等
年度				

※枠内に記入しきれない場合は、枠を拡大して記入すること（記載量は任意）や、別紙を添付することも可能です。

【経費所要額内訳書】：年度ごとに具体的に作成して下さい。

研究経費		円 (消費税を含んだ金額を記載すること。)
経費区分	金額	積算内訳 (項目、員数、単価等)
人件費 (※) 諸謝金 委員会出席謝金等 旅費 委員会出席旅費、調査旅費等 業務費 消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、賞金、雑役務費、通信運搬費等 委託費 分析測定などの研究事業の一部を外部に委託して行うための経費 一般管理費 (※) 技術経費 (※) 消費税及び地方消費税	円	<p>・項目ごとに積算をお願いします。員数や単価等の積算内訳も明示して下さい。(人件費については作業内容毎に内訳を明示して下さい。)</p> <p>・内容確認後、再度提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※「人件費」「一般管理費」及び「技術経費」については、委託業務契約の契約相手先が、「公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務取扱要領」第2条における「第2種委託契約に区分される場合にのみ対象とします。」</p> <p>一般管理費は、受託団体の経営、管理及び運営活動に必要な経常的経費で、資本費、設備費、経営費及び労務費等で構成されるものとし、以下の算式により求めるものとします。  <math display="block">\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{諸謝金} + \text{業務費}) - (\text{印刷製本費} + \text{委託費}) \times A</math>           Aは一般管理費率であり、10/100以内とします。</p> <p>技術経費は、委託業務を処理する技術等の習得に要した費用の償還及び技術職員の知識情報等の収集蓄積のために必要とする経費で、以下の算式により求めるものとします。  <math display="block">\text{技術経費} = \text{人件費} \times B</math>           Bは技術経費率であり、10/100以内とします。</p>

\*委託する場合は、委託先等内訳書を作成すること。

※枠内に記入しきれない場合は、枠を拡大して記入すること(記載量は任意)や、別紙を添付することも可能です。

【委託先等内訳書】

委託項目	内容	所要見込額	委託先等
項目毎に記入して下さい。	具体的な内容、委託理由等	円 ・総額を記入して下さい。 ・委託費の積算内訳が分かる資料も添付して下さい。	委託先名称 委託先住所、TEL、FAX、担当者名等

※枠内に記入しきれない場合は、枠を拡大して記入すること（記載量は任意）や、別紙を添付することも可能です。）



○独立行政法人環境再生保全機構大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領

平成17年3月23日

細則第1号

(目的)

第1条 この取扱要領は、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第68条第1項第1号の規定に基づき行う調査研究に係る課題の公募の実施(以下「公募」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 公募に応募できる者は、次に掲げる試験研究機関又は研究組織(以下「研究機関」という。)で、国内に主たる事務所又は調査研究活動の本拠を有するものに所属する研究者(以下「委託研究者」という。)及び研究機関の代表者とする。

- (1) 国の施設等機関
- (2) 地方公共団体に附属する試験研究機関
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学及び大学に附属する試験研究機関
- (4) 法人格を有する民間団体が経営する調査研究所(民間団体の研究部門を含む。)
- (5) 特例民法法人又は一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人であって、調査研究を主たる目的とするもの
- (6) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人であって、調査研究を主たる目的とするもの
- (7) その他機構理事長が適当と認めたもの

(研究の組織)

第3条 委託研究者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成されるものとする。

- (1) 委託研究者
- (2) 分担研究者  
委託研究者と研究項目を分担して研究を実施する者
- (3) 研究協力者  
委託研究者の研究計画の遂行に協力する者

(対象分野の決定及び公表)

第4条 業務担当理事は、公募を実施するに当たり、調査研究の対象となる分野を決定す

るとともに、応募資格者が応募のために提出する調査研究計画書(様式第1)の提出期限を定め、公表するものとする。

(調査研究課題の決定)

第5条 業務担当理事は、応募資格者から提出された調査研究計画書について、第7条に規定する評価を受けて採択すべき調査研究課題を決定する。

2 業務担当理事は、応募のあった調査研究課題を採択することにしたときは、当該調査研究課題に係る応募資格者(以下「応募者」という。)に対して調査研究課題採択結果通知書(様式第2)により、その旨を通知することとする。

(委託契約の手続)

第6条 前条第2項の規定に基づき、業務担当理事から調査研究課題採択通知を受けた応募者は、当該調査研究課題を実施するに当たり、公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務取扱要領(平成16年独立行政法人環境再生保全機構細則第11号)第2条の規定に基づき委託業務契約を機構と締結するものとする。

(評価の実施)

第7条 公募による調査研究課題については、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究評価実施要領(平成16年細則第13号)に基づき評価を行うものとする。

(その他)

第8条 本取扱要領に定めるほか、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する公募に関して必要な事項は、業務担当理事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成17年3月23日から施行する。

附 則(平成20年10月1日細則第16号)

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日細則第2号)

この細則は、平成24年3月1日から施行する。

○公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務取扱要領

平成16年4月1日

16年細則第11号

目次

- 第1章 総則(第1条—第2条)
- 第2章 委託業務の実施要領の作成等(第3条—第5条)
- 第3章 委託契約の相手方の選定等(第6条—第10条)
- 第4章 委託業務実施状況の調査等(第11条—第13条)
- 第5章 委託業務実施結果の報告(第14条—第15条)
- 第6章 雑則(第16条—第17条)
- 附則

第1章 総則

(定義)

第1条 公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業における各種の調査、研究及び知識の普及に係る各種印刷物、ビデオ等の作成並びに技術等の習得に係る研修等に関する業務の委託契約(以下「委託契約」という。)に関する事務の取扱については、独立行政法人環境再生保全機構会計規程(平成16年規程第7号)及び独立行政法人環境再生保全機構会計規程実施細則(平成16年細則第3号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託契約の区分)

第2条 委託契約は次の各号のとおり区分する。

(1) 第1種委託契約

国、独立行政法人及び地方公共団体又はその機関及び個人を相手方とする委託契約

(2) 第2種委託契約

前号以外の者を相手方とする委託契約

第2章 委託業務の実施要領の作成等

(専門家の意見の聴取)

第3条 予防事業部及び地球環境基金部の所掌に属する事務を担当する理事(以下「担当理事」という。)は委託契約に基づく業務(以下「委託業務」という。)の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、専門家に依頼して、委託契約の相手方の選定、委託に係る調査、研究等の実施方法等について、その意見を求めるものとする。

(委託業務の実施要領の作成)

第4条 担当理事は、次に掲げる項目について委託業務の実施要領(以下「実施要領」という。)を定めなければならない。

- (1) 委託業務の目的及び内容
- (2) 委託業務の実施場所
- (3) 委託業務の実施期間
- (4) 委託業務の実施方法
- (5) 委託業務の完了の報告書(委託業務結果報告書)の提出期限
- (6) その他必要な事項

(委託費の算定)

第5条 委託業務に要する経費(以下「委託費」という。)は、当該委託業務の実施要領に基づき算定するものとする。

### 第3章 委託契約の相手方の選定等

(相手方の選定)

第6条 契約担当職は、委託業務を実施するに当たっては、当該委託業務を実施するために必要な専門的技術、設備等を有し、実施要領に定める業務を適正、確実に実施することができる者と認められる者を委託契約の相手方として選定しなければならない。

(選定のための審査)

第7条 契約担当職は、第2種委託契約の相手方を選定するに当たっては、あらかじめ契約相手方選定調書(様式第1号)により相手方の受託業務担当職員等の資格、経験、相手方団体の機械器具等の設備、業務の実績、資力信用等業務の遂行能力に関する資料を徴し、その審査を行わなければならない。ただし、第1種委託契約をしようとするときは、契約相手方選定調書の作成を省略することができる。

(委託業務実施計画書等の審査)

第8条 契約担当職は、委託契約を締結しようとするときは、あらかじめ実施要領を委託しようとする者に提示し、次に掲げる書類を提出させ、これを審査しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書(様式第2号)
- (2) 工程表(様式第3号)
- (3) その他必要とする図書等

(契約書)

第9条 委託契約の契約書は、別紙様式第4号によるものとする。

(契約変更等の取扱い)

第10条 契約担当職は、委託契約締結後、当該委託業務を受託した者(以下「受託者」という。)が第8条に定める委託業務実施計画書の変更(軽微なものを除く。)をしようとする場合には、あらかじめ受託者から委託業務実施計画変更申請書(様式第5号)を提出させるものとする。

2 前項の申請があったときは、契約担当職は、その変更がやむを得ないと認められる場合限り、これを承認するものとし、必要があるときは委託契約書の一部変更を行うものとする。

#### 第4章 委託業務実施状況の調査等

(実施状況報告等)

第11条 契約担当職は、委託業務の実施状況を把握するため、受託者に対し実施要領に定めるもののほか、必要に応じ、委託業務の実施に関して報告又は資料の提出を求めるものとする。

(帳簿、その他の関係書類の備付け及び保存)

第12条 契約担当職は、委託費の適正な執行を確保するため、受託者に対して、次に掲げる会計帳簿及び関係証拠書類(以下「関係書類」という。)のうち必要と認めるものを備え付けさせ、当該委託業務実施年度終了後5年間これを保存させるものとする。

- (1) 現金出納簿及び備品管理簿
- (2) 人件費、謝金の支給簿
- (3) 出勤簿及び出張関係書類
- (4) 委員会等会議開催記録簿
- (5) 作業日誌及び電算機使用等に係る記録簿
- (6) 領収書等証拠書類

2 前項の規定にかかわらず契約担当職は、第1種委託契約の受託者及び第2種委託契約の受託者のうち法人が備え付けるべき関係書類については、それぞれ受託者の規則、契約又は規定に基づく帳簿とすることができる。この場合においても、委託費の執行に係る経費区分ごとの補助簿によって、区分経理を行わせるものとする。

(実地調査等)

第13条 契約担当職は、必要があると認めるときは、職員に命じて委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、受託者から報告を求め、又は実地に調査を行わせるものとする。

## 第5章 委託業務実施結果の報告等

### (委託業務の完了及び精算)

第14条 契約担当職は、受託者から、当該委託業務の実施期間終了後速やかに委託業務完了・精算報告書(様式第6号)を提出させるものとする。

- 2 契約担当職は、前項の報告書の内容を審査し、適正と認めたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。
- 3 契約担当職は、必要があると認めるときは、職員に命じて、実地検査を行わせるものとする。

### (委託費の支払)

第15条 契約担当職は、前条の確定後、委託費交付請求書(様式第7号)に基づく受託者からの請求により委託費を支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず受託者から委託費について概算払の請求があり、かつ適当と思われるものについては、委託費の一部若しくは全部を概算払することができるものとする。

## 第6章 雑則

### (物品の管理)

第16条 契約担当職は、実施要領又は委託業務実施計画書において委託業務を実施するため、物品を取得するものと定めた場合には当該取得した物品について、受託者に善良な管理者の注意をもって管理させるものとする。

- 2 契約担当職は、前項の物品のうち委託業務を完了したとき、(委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。)返還させる必要があるものを指定し、これを受託者から返還させ財産管理職に引き渡すものとする。

### (知的財産権等の取扱い)

第17条 契約担当職は、委託業務の実施に伴い著作権、特許権、実用新案権等の知的財産権等が発生した場合においては、受託者と協議を行い必要に応じて専門家の意見を聴し、その帰属、その他の取扱いを定めるものとする。

### (その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

## 委託業務契約書（案）

独立行政法人環境再生保全機構 契約担当職 理事 ○○ ○○（以下「甲」という。）と○○○ ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により「○○○○○○の委託業務」（以下「委託業務」という。）について契約を締結する。

### （契約期間）

第1条 契約期間は、契約締結の日から平成○○年○○月○○日までとする。

### （委託業務の遂行）

第2条 乙は、甲の定める委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）に従い、委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、実施計画書に基づいて委託業務を遂行し、その結果を甲に報告するものとする。

### （再委託等の禁止）

第3条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする際に、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

### （実施計画の変更等）

第4条 甲は、甲の都合により、乙に実施計画の変更を行わせる必要があると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けた場合又は第2条の実施計画書の変更（軽微なものを除く。）を必要とする事由が生じた場合においては、甲の定める委託業務実施計画書変更申請書により、甲に承認申請を行い、その承認を受けなければならない。

### （委託費）

第5条 甲は、乙に総額金○○○○○○円（消費税額及び地方消費税相当分を含む）を超えない範囲内において、委託業務の実施に要する経費（以下「委託費」という。）を、支払うものとする。

2 各年度における委託費の額は、平成○○年度は契約締結日から平成○○年○月○日までの期間を、平成○○年度は平成○○年○月○日から平成○○年○月○日までの期間を、平成○○年度は平成○○年○月○日から平成○○年○月○日までの期間を委託業務の実施期間として算定した次の額を超えない範囲内の額とする。

平成○○年度 金○○○○○○円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

平成○○年度 金○○○○○○円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

平成○○年度 金○○○○○○円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

ただし委託費は、本委託業務に対し機構が行う評価により増額又は減額を行う場合がある。

3 第1項及び第2項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の82、第72条の83の規定に基づいた額である。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除とする。

(委託業務実施状況の調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施について、乙から報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員に命じてその実施状況を調査させ、若しくは会計帳簿の閲覧その他の検査を行わせることができる。

(帳簿等)

第8条 乙は、この委託費を他の経費と区分して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託業務終了年度の翌年度から5年間これを整理保管するものとする。

(物品等の管理)

第9条 乙は、委託業務の実施に伴い取得、製造した物品等（施設、機械装置を含む。以下「物品等」という。）については、甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前項の物品等のうち甲が指定するものについては、乙は委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。以下同じ。）は、これを甲に返還しなければならない。

3 乙は委託業務を行うため委託費によって取得、製造した物品等の所有権を第13条第1項の規定による委託費の額の確定後、甲の指示に従って甲又は甲の指定する者に移転しなければならない。

ただし、委託費の額の確定前においても、甲が必要とする物品等については、その所有権を甲又は甲の指定する者に移転させることができるものとする。

4 乙が第1項の物品等を亡失又はき損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。

ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

5 甲は、乙にこの契約に定める契約期間の終了後、第1項の物品等に係る研究開発を委託しようとするときは、第3項の規定にかかわらず、同項の物品等を引き続き所有させるものとする。

6 第1項及び第4項の規定は、前項の場合に準用するものとする。

(履行期間の延期)

第10条 乙は、履行期間までに委託業務を完了しえないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく委託業務履行期限延期承認申請書により履行期限の延期を求めることができる。

ただし、その延期日数は甲乙協議して定めるものとする。

(損害のため生じた経費の負担)

第 11 条 委託業務に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は乙が負担するものとする。

ただし、その損害が甲の責めに帰する場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務報告書等の提出)

第 12 条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了・精算報告書（以下「委託業務報告書等」という。）を作成し、すみやかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、提出された委託業務報告書等を審査し、内容が妥当でないと認めたときは、乙に対して遅滞なく補正を行って再提出するよう求めるものとする。

(委託費の額の確定)

第 13 条 委託業務報告書等が前条に定める審査に合格したときは、甲は委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の確定額は、乙が委託業務実施に要した実支出額と第 5 条に定める金額のいずれか少ない額とする。

(委託費の支払)

第 14 条 委託費は、前条第 1 項に定める額の確定後、乙が甲の定める委託費交付請求書により行う請求に基づき支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務を実施するため、必要があると甲が認めるときは、乙が甲の定める委託費交付請求書により行う請求に基づき委託費の全部又は一部の概算払をすることができる。

3 甲は、乙から委託費交付請求書を受領したときは、当該請求書を受領した日から起算して 30 日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 15 条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、前条第 3 項の期限内にその対価を支払わないときは、支払金に対して年 3.3 パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。

(過払金の返還)

第 16 条 乙が第 14 条第 2 項に定める委託費の概算払を受けている場合において、その金額が、第 13 条第 1 項により確定した額を超えることとなったときは、乙はその超える額を甲に返還しなければならない。

(委託業務の公表制限)

第17条 乙は、甲の承諾を受けない限りその委託業務の成果を公表してはならない。

(契約の解除等)

第18条 甲は、次に掲げる各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 乙がこの契約に違反したとき。
- 二 乙が委託業務の遂行に当たって不正、怠慢、その他不当な行為をしたとき。
- 三 前2号のほか、委託業務が完了しない間で、必要があるとき。
- 四 機構の評価において、委託業務を継続することが必要でない認められるとき。

2 前項第一号又は第二号の規定により甲が契約を解除したときは、乙は違約金として委託費の100分の10に相当する額を、甲の指定する期限内に甲に支払うものとする。

3 第1項第三号の規定により契約を解除したときは、甲は、乙がそのときまでに委託業務に要した経費のうち、甲が負担すべき額を乙に対して支払うものとする。

(違約金の徴収)

第19条 乙は、この契約に基づく違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。

(かし担保責任)

第20条 甲は、委託業務報告書を受理した後でも当該報告書にかしがあることを発見したときは、乙に対して受理の日から1年の間にそのかしの補修を求めることができるものとする。

2 前項の補修の実施方法、実施期間及び経費の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(成果品に関する権利の帰属・著作権等の帰属)

第21条 第13条の規定により委託業務を完了したときをもって、当該成果品の所有権は、乙から甲に移転するものとする。また、委託業務の実施により取得した著作権等の知的財産権は、委託業務の完了とともに甲と乙との間に特段の合意がない限り、甲に帰属する。

(機密の保持)

第22条 乙は、委託業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、第2条に規定する契約業務の範囲で個人情報（特定の個人を識別できる情報という。）を取得する場合には、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本契約の履行により取得した個人情報を第三者に提供し、開示し、又は漏洩してはならない。

3 乙は、本契約の履行により取得した個人情報については、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製又は改変が必要な場合には、事前に甲から書面による承諾を得るものとする。

4 乙は、本契約の履行により取得した個人情報については、当該個人情報の管理に必要な措置

を講ずるものとし、必要な措置の細目について、事前に甲から書面による承諾を得るものとする。

5 乙は、個人情報の漏洩等の事案が発生した場合には速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

6 本契約が終了したときは、乙は速やかに当該個人情報を復元又は判読が不可能な方法により確実に破棄し、その旨を書面により甲に報告するものとする。

#### (委託費の返還)

第 24 条 甲は、第 8 条に規定する期間において、「委託業務完了・精算報告書」について不正の事実を確認した場合には、乙に対して委託費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

第 25 条 乙は、前条の規定による委託費の返還を命ぜられたときは、甲が委託費の不正の事実を確認した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を甲に納付しなければならない。

2 前条の規定による委託費の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。返還期限内に納付しないときは、乙は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

3 甲は、前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、乙の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

#### (疑義の決定)

第 26 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して、これを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職 理事 ○○ ○○ 印

乙 ○○○○○○○○  
○○○○  
○○○ ○○ ○○ 印